

★ 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十六号）
（環境保全課）

一 改正の要旨

排水基準を定める省令の一部改正により、カドミウム及びその化合物の排水基準が変更されたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年十二月十一日